

吉富漁村センターの指定管理者の募集に関する要領

この要領は、吉富漁村センターの管理を行う団体（以下「指定管理者」という。）の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

1. 指定管理者が管理を行う施設

名 称 吉富漁村センター

所在地 築上郡吉富町大字小犬丸351番地3

2. 予定される指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すことがあります。

3. 応募の資格

(1) 次に掲げる要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）が応募することができます。（法人格の有無は問わない）

ア 法人にあっては、本町内に事業所、営業所のある団体であること。

イ 法人でない場合にあっては、その団体の構成員が本町に在住していること。

(2) 次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

ア 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きをしている団体

イ 本町から指名停止措置を受けている団体

ウ 団体の代表者が成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者である者

エ 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が収めるべき税を滞納している者

4. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

(1) 漁村センターの利用の許可に関する業務

(2) 利用料金の徴収その他利用料金に関する業務

(3) 漁村センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、漁村センターの運営に関して町長が特に必要と認める業務

5. 指定の方法

応募された書類を審査し、漁村センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた団体を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

6. 応募の方法

応募しようとする団体は、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

(1) 管理に係る事業計画書

ア 管理運営計画（別記 1）

イ 業務管理計画（別記 2）

(2) 管理に係る収支計画書（別記 3）

1 年間に係る収支計画を記載してください。

(3) 経営状況を説明する書類

団体が法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

その他の団体 収支決算書

(4) その他参考となる書類

団体が法人の場合 商業登記に係る登記事項全部証明書

その他の団体 団体の定款、規約等これらに類するもの
納税証明書

・法人にあっては、前年度分の法人税、事業税、法人県民税・法人町民税、消費税及び地方消費税

・その他の団体にあっては、代表者の前年度分の所得税、町・県民税、消費税及び地方消費税

7. 申請書の提出期限

令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 5 時 15 分まで

8. 申請書の提出先・問い合わせ先

〒871-8585

築上郡吉富町大字広津 2 2 6 番地 1

吉富町役場地域振興課

電話 0979-24-1177 FAX 0979-24-3219

別記様式(第3条関係)

令和 年 月 日

吉富町長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

印

吉富漁村センター指定管理者指定申請書

吉富漁村センターの指定管理者の指定を受けたいので、吉富漁村センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 管理に係る事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 その他参考となる資料

別記 1

管理に係る事業計画書

管理運営計画

施設所在地 築上郡吉富町大字小犬丸 3 5 1 番地 3

施設名称 吉富漁村センター

別記2

管理に係る事業計画書

業務管理計画

収 支 計 画 書

収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
収 入 合 計		

支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
支 出 合 計		